

## 神奈川県台場遺構見学用鍵の貸出に関する要綱

制定 平成 24 年 8 月 1 日 神政第 408 号（区長決裁）  
最近改正 令和 5 年 12 月 8 日 神政第 786 号（区長決裁）

### （目的）

第 1 条 この要綱は、横浜市神奈川区総務部区政推進課が管理する神奈川台場遺構見学用鍵（以下「鍵」という。）の貸出について必要な事項を定めるものとする。

### （趣旨）

第 2 条 横浜市神奈川区総務部区政推進課長（以下「区政推進課長」という。）は、神奈川台場及びその歴史に対する理解、関心を深めることに寄与し、平穩に見学を行うことが出来ると認めた場合は、鍵を貸出することができる。

### （貸出期間）

第 3 条 鍵の貸出期間は原則として 1 日とし、鍵の貸出及び返却は、横浜市の休日を除いた日の原則として午前 8 時 45 分から午後 5 時までに行うものとする。見学時間は、原則として午前 9 時から午後 4 時 45 分までとする。

2 区政推進課長は、特に必要があると認めた場合は貸出期間を延長することができる。

### （申請）

第 4 条 貸出を受ける者（以下「借用者」という。）は、借用開始予定日から原則 1 週間前までに区政推進課長に申請する。

2 借用者は、原則横浜市電子申請・届出システムから申請者名、借用日、借用目的等を申請することとし、システムの利用が困難な場合は申請書（神奈川台場遺構見学用鍵借用申請書（第 1 号様式））の郵送、FAX 送付に代えることができる。

### （承認）

第 5 条 申請をうけて鍵の貸出を承認した場合、区政推進課長は神奈川台場遺構見学用鍵貸出承認書（第 2 号様式）及び施錠確認書（第 3 号様式）を借用者に交付する。

2 借用者は、鍵の貸出の際に、身分が確認できる書類を職員に提示する。

### （貸出料）

第 6 条 貸出料は無料とする。

### （貸出条件）

第 7 条 鍵の貸出にあたり、借用者は以下の条件を守らなければならない。

1 借用目的以外の使用を行わないこと。

- 2 鍵の複製・転貸等を行わないこと。また、鍵の紛失、毀損等に十分注意すること。
- 3 神奈川台場遺構及び周辺施設の汚損、毀損等を行わないこと。
- 4 ごみ等は持ち帰ること。
- 5 横浜市中央卸売市場本場の運営の妨げとなる行為を行わないこと。
- 6 その他、公序良俗に反する行為を行わないこと。

(施錠確認)

第8条 借用者は、見学終了後に施錠確認を行い、その結果を施錠確認書(第3号様式)に記入し、鍵の返却時に区政推進課長に提出する。

(貸出の記録)

第9条 鍵の貸出については、区政推進課長が神奈川台場遺構見学用鍵貸出台帳(第4号様式)に記録し、保管する。

(賠償等)

第10条 貸出期間中に借用者の故意、不注意により、第7条の貸出条件に違反した場合は、すみやかに区政推進課長に申し出るとともに賠償の責を負う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は区政推進課長が定める。

附 則

この要綱は平成24年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年12月8日から施行する。